

新たに「特定健康診査」が始まります

老人保健法に基づいて実施をしてきた「基本健康診査」はなくなりました

メタボリックシンドロームの早期発見、改善を目指す「特定健康診査」

近年、糖尿病などの生活習慣病にかかる人やそれに移行する前段階のメタボリックシンドロームの人が増加しています。生活習慣病が原因の死亡は全体の約6割にも上るといわれています。そこで、医療制度を見直し、生活習慣病の予防を積極的に進めることになりました。検診では、従来、町が行っていた「基本健康診査」は廃止され、新たに「特定健康診査」が行われます。

朝日町国民健康保険の加入者が、特定健康診査を受けるには？

対象者に、受診券が送られます

- 対象 4月1日現在、朝日町国民健康保険加入者で、年度内に40～74歳になる人
- 受診場所 三重県内の病院・診療所など
- 受診期間 8月～12月
- 受診方法 町から、7月下旬以降に対象者全員に受診券を送付します。詳しくは、同封の受診案内をご覧ください。
- 費用 500～1,000円程度の自己負担金があります。詳しくは、受診券をご覧ください。
※妊産婦・海外在住中の人、6ヶ月以上入院している人、特別養護老人ホーム・老人保健施設・障害者支援施設などの施設入所者は、特定健康診査の対象外となります。

65歳以上の方は「特定健康診査・長寿医療健康診査」と一緒に

「生活機能評価」を受けましょう

「生活機能評価」は心身の健康状態や日常生活の動作などをチェックして、要介護状態をもたらす要因を早期に発見するための健診です。チェックの結果、今後、介護や支援が必要になる可能性が高い人（特定高齢者）には、適切な情報や介護予防サービスを提供し、状況の維持・改善を図ります。この評価は町が実施し、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人を対象となります。

※朝日町国民健康保険、長寿（後期高齢者）医療制度以外の健康保険に加入している人は、生活機能評価を単独で受けていただく場合がありますのでご了承ください。

生活機能評価を受けるには

- 対象 一 要支援・要介護認定を受けていない、65歳以上の人
- 受診場所 一 三重県内の病院・診療所など
- 受診期間 一 8月～12月
- 受診方法 一 町から対象者に受診券を送付します。詳しくは、同封の受診案内をご覧ください。
- 費用 一 無料

評価の結果により

介護や支援が必要となる可能性が高い人は**介護予防サービスが利用できます**。評価の結果によって、介護予防のための、運動、口腔教室や保健師等による訪問相談などのサービスがご利用できます。対象者の方の評価の結果は、町から地域包括支援センターへ提供され、対象者の方に連絡をさせていただきます。